

平成 30 年第 1 回市議会臨時会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平 28. 6. 7
件 名	受動喫煙防止のための飲食店等の禁煙化促進について（3 項）		
結 果	平成 30. 5. 16 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、健康増進法第 25 条に基づき飲食店等の禁煙化を促進するために、3 項＝飲食業者やその団体の情報収集に努め、電話や訪問等により禁煙店登録への勧誘を積極的に実施されるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市においては、第二次健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」において、日常生活で受動喫煙の機会を有する人の割合の減少を目標にかかげ、市民への健康に関する情報紙である健康ニュースや各種イベントでのパネル展示などにより、受動喫煙防止対策の啓発に努めているほか、市内の飲食店等を対象に、禁煙を実施しているお店を「たばこの煙のないお店」として認定し登録を行っている。その認定要件は、終日禁煙を実施している飲食店等で、登録されると登録証とステッカーを交付しており、特に、登録対象となり得るような新規許可店舗に対しては、リーフレット等を送付し、登録の募集案内を行っている。また、飲食店の許可更新の際も、保健所の窓口にリーフレットを配置するほか、平成 29 年度からは、新たに営業許可の訪問調査の際にも案内を行うなど、その周知に努めているところである。さらに、本市食品衛生協会主催による食品衛生責任者講習会にあわせて、お店の登録案内や、受動喫煙防止の取り組みについての啓発を行っているほか、本市健康づくり推進市民会議においては、有識者による受動喫煙防止対策の講演を実施するなどの取り組みを行っているところである。なお、30 年 4 月 1 日時点で 308 店舗が「たばこの煙のないお店」として登録されている。</p> <p>一方、国においては、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正法案が 30 年 3 月 9 日の閣議決定後、国会に提出され、現在、審議中であるが、法案の趣旨としては、第 1 に「受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、『望まない受動喫煙』をなくす。」、第 2 に「子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。」、第 3 に「『望まない受動喫煙』をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義</p>			

務付けなどの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。」とされている。また、改正の概要としては、国及び地方公共団体の責務等をはじめ、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等や施設等の管理権原者等の責務等を規定することとされており、施行スケジュールは、施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮し、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行することとされているとのことである。

本市としては、陳情項目については、人的体制等の課題があることから、実施は困難であると考えているが、受動喫煙防止対策については、今後とも国の動向を注視しながら適切に対応していきたいと考えており、引き続き「たばこの煙のないお店」への登録についても、積極的に推進していきたいとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「新たな法改正がなされれば、現在の本市飲食店のうち、客席のある店舗の12.9%が規制の対象となり、本市の受動喫煙防止対策が進むことが期待されるが、陳情者は禁煙店登録の一層の推進を求めていることから、本件については採択したい。」という意見、「禁煙店登録制度については、あくまでも店舗側の自主的な取り組みを応援する趣旨の制度であることに加え、電話や訪問等による積極的な勧誘については、当局としては、事務コストの面や現状の人員体制を考慮した場合、困難であるとの考え方が示されたことから、本件については不採択としたい。」という意見、「東京都の受動喫煙防止に関する条例案は法案を上回る厳しい内容となっていることや、世の中の流れとしては可能な限り受動喫煙を防止しようとする動きであることを勘案すると、人員体制が厳しいということのみをもって困難であるという答弁に若干の違和感を覚えることから、本件については採択したい。」という意見、「飲食業者やその団体の情報収集等が、ある程度進んできていることを踏まえ、電話や訪問等により、可能な限り積極的に禁煙店登録への勧誘を行ってほしいと考えることから、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 13 号	受理年月日	平 28. 11. 29
件 名	こどもの養育支援を求めることについて		
結 果	平成 30. 5. 16 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、本市において面会交流支援事業を実施されるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、面会交流支援事業は、国の「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成 24 年度に創設されたものであり、面会交流支援員を配置し、別居親または同居親からの申請に応じて、事前相談や面会交流援助等を行い、面会交流の円滑な実施を図ることを目的としており、支援対象は、「対象児が概ね 15 歳未満の子、同居親が児童扶養手当受給かつ別居親が児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること、または、同居親及び別居親とも児童扶養手当受給者と同様の所得水準にあること、面会交流の取り決めを行っていること」等の要件が定められている。実施主体は、都道府県・指定都市・中核市等となっており、29 年度は東京都や静岡市、高松市、明石市等で実施されているが、30 年度からは熊本市も実施予定となっている。また、同事業の課題としては、父母間の合意形成が困難であり、実際に面会交流支援につながるケースが少ないこと、支援期間が最長 1 年間に限定されていることなどとされている。</p> <p>本市としては、同事業については父母間の合意形成や子供の安全確保等の課題も多いことから、事業としての実施は考えていないところであるが、面会交流については子供の生活や精神面での健やかな成長に大きな影響を与えるものであり、また、子供の成長を見守ることで親としての養育の責任を果たし、養育費の支払いの継続にもつながるといった面もあることから、今後とも面会交流に関する相談窓口として、こども福祉課内にある「こどもと女性の相談室」や谷山福祉部福祉課の離婚等に係る相談や身上相談などの中で、子供の養育に関する相談も含めて対応していきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「本市においては、29 年度に面会交流に関する相談が 98 件寄せられており、離婚に伴う面会交流について市民ニーズがあることから、本件については採択したい。」という意見、「同事業の実施に当たっては、父母間の合意形成や子供の安全確保、対象者の要件等の多くの課題があり、全国的に見ても広がっていない状況の中で、本市としても取り組む考えがないことが示されたことから、本件については不採択としたい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			

番 号	① 陳 情 第 16 号 ② 陳 情 第 21 号	受理年月日	① 平 29. 3. 14 ② 平 29. 6. 21
件 名	① 原子力災害に備えて甲状腺被ばく低減のために、希望する市民に対して安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の事前配布を求めることについて ② 原子力災害に備えて甲状腺被ばく低減のために、希望する市民に対して安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の事前配布を求めることについて		
結 果	平成 30. 5. 16 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

（委員会における審査経過）

本件は、原子力災害に備えて、甲状腺被ばく低減のために希望する市民に対して安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）を事前に配布されるよう要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、本市の一部が含まれる原子力発電所からおおむね 5 km から 30km 以内の U P Z 圏内における安定ヨウ素剤の配布については、国の原子力災害対策指針の中で、全面緊急事態、例えば冷却機能喪失などに至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示を出すことになっており、原則として、その指示に従い配布・服用することとされている。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されるため、配布・服用の判断や指示がなされる際は、避難等の主たる防護措置と組み合わせて活用されることになり、その配布方法については、避難等の際に学校や公民館等に設置される救護所において、原則として医師が関与の上で配布し、適切な場所に備蓄することとされていることから、本市においては、これまで同様、安定ヨウ素剤の配布については、国の指針に従って対応していきたいと考えている。

配布までの流れとしては、本市の安定ヨウ素剤配布マニュアルでは、救護所へ避難してきた避難者の受付を行った後、保健師による健康相談、薬剤師による服用薬の確認後、医師により服用の適・不適の判断を行うことになっているが、平成 30 年 2 月 3 日の原子力防災訓練の際に実施した安定ヨウ素剤の配布訓練においては、1 人当たり 5 分から 7 分程度の時間を要したところである。なお、本市の U P Z 圏内の居住者は、29 年 4 月 1 日現在で 465 世帯、827 人となっている。

県の対応としては、同年 8 月 17 日に行われた定例記者会見において、知事から「U P Z 圏内の居住者のうち、障害や病気により緊急時の受け取りが困難であるなど一定の要件に該当し、事前配布を希望する住民に安定ヨウ素剤の事前配布を行いたい。U P Z 圏内からの避難者に対する配布方法及び緊急配布場所の拡充、P A Z（原子力発電所からおおむね 5 km）圏内の観光客を含めた一時滞在者への対応の拡充などについても、県民の方々の安心・安全の視点に立ち実効性のある案を検討するよう指示した。今後、次回の専門委員会

において検討した内容を提示し、委員会の意見をいただき、その後環境が整った上で、できるだけ早く実施してまいりたいと考えている。」と発表されている。なお、一定の要件とは、身体障害者手帳や療育手帳の被交付者など障害や病気のある方、要介護・要支援認定者や一人暮らし高齢者のうち災害時に配慮を要する方、乳幼児等とされたところである。

この発表を受けて、県は、安定ヨウ素剤の事前配布に関する周知案内パンフレット・事前配布申請書を作成し、本市の対象者となる約 400 世帯に対し、30 年 4 月から配布したところである。またあわせて、同パンフレット・同申請書を取得できる県のホームページが開設されたことから、本市ホームページからもリンクを行い周知広報したところである。

また、同申請書の提出先は県薬務課で、提出期限は同年 5 月 10 日となっており、提出後は、県による審査を経て、5 月下旬ごろから開催予定の県と関係市町の共催による配布説明会の中で、対象者に対し配布する予定となっているが、本市での説明会は、6 月上旬に予定されていることから、現在、その方法等について県と協議を行っているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「これまでの質疑で明らかなように、国や県も安定ヨウ素剤の服用に関する基準がなく、避難場所まで住民全員が避難できる保障が明確になっていない中では、住民の不安を取り除くためにも希望する住民に安定ヨウ素剤を事前に配布することは合理的であること、また、本市と同じく U P Z 圏内にある議会から、事前配布を求める意見書が県知事宛てに提出されていることから、本件については採択したい。」という意見、「今回、県において総合的な判断の中、U P Z 圏内の居住者で一定の要件に該当し、希望する方に安定ヨウ素剤を事前配布する方針が示されたところであるが、原子力災害時には U P Z 圏外においても一定の対応が可能であると理解したことから、本件については不採択としたい。」という意見、「この間の審査で、安定ヨウ素剤に関する問診から服薬まで相当な時間がかかることが明らかになったが、安定ヨウ素剤を事前配布することにより、内部被ばくを起こさない可能性が高くなることなどから、希望者全員への事前配布が必要であると理解し、本件については採択したい。」という意見等が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 28 号	受理年月日	平 29. 11. 9
件 名	科学的特性マップの公表に伴うNUMOによる「核のごみの最終処分地」に関する鹿児島市内での説明会への対応について		
結 果	平成 30. 5. 16 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、国による科学的特性マップの公表に伴い、NUMO（原子力発電環境整備機構）から本市内での「核のごみの最終処分地」に関する説明会開催の申し出があった場合、即座に拒否されるよう要請されたものである。

本件に対する国や当局の考え方等について伺ったところ、国は、高レベル放射性廃棄物の地下処分を行う場所を選ぶ際に、どのような科学的特性を考慮する必要があるのか、また、それらが日本全国にどのように分布しているのかをわかりやすく示すため、火山や断層の有無など一定の要件や基準に従って作成した高レベル放射性廃棄物の埋設処分に係る科学的特性マップを平成 29 年 7 月 28 日に公表したところである。同マップによると、本市の一部が「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、輸送面でも好ましい地域」とされていたことから、これに対し、市長は「桜島の大規模噴火や始良カルデラの存在など地層処分に適した地域とは考えられず、受け入れの可能性はない」とのコメントを出している。

その後、同マップの公表を契機に資源エネルギー庁とNUMOは、これまで以上にきめ細かく全国的な対話活動を丁寧に行うため、同年 10 月 17 日の東京会場を皮切りに都道府県ごとに「科学的特性マップに関する意見交換会」を開催することとし、鹿児島県においても同年 12 月 19 日に本市内にある県市町村自治会館において開催され、33 名の方が参加されたようであるが、開催に当たり、同庁やNUMOから本市に対して、事前の相談等は無かったところである。

報道等によると、29 年に実施した同意見交換会において、NUMOから広報業務を受託した企業による不適切な参加者募集があったことから、その再発防止に向けた取り組みとして、NUMOは直営による「対話型全国説明会」を 30 年 2 月 21 日から 3 月 4 日にかけて試行的に東京など関東の 5 つの会場で実施したとのことである。また、この取り組みを踏まえて、同年 4 月 13 日には 5 月 10 日から 26 日にかけて大阪など全国の 6 つの会場で同説明会を実施することが発表されているが、その中に本県での開催は含まれていなかったところである。

なお、これらの意見交換会や説明会等については、仮に本市内の民間施設等において開催される場合は本市の許可は必要なく、広報に関しても、国やNUMOが行うべきであると考えていることから、本市としては今後とも公平に取り扱うために中立性を保った中で対応していきたいとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「市長も科学的特性マップの公表に対して、その根拠に異議を唱え、核のごみの最終処分地の受け入れを認めていないことを勘案すると、明らかに本市の方針と異なるNUMOによる説明会の開催については、庁内でのチラシ配布等も含め、協力すべきではないことから、本件については採択したい。」という意見、「仮に市内の民間施設等で説明会等が開催される場合、特に本市の許可は必要ないとのことであり、陳情者が求める説明会の申し出に対して即座に拒否することは困難であるとともに、このことは市民の知る権利を奪うことにもつながりかねない面があることから、本件については不採択としたい。」という意見、「市長も、核のごみの受け入れについては拒否することを表明しており、市民を二分するような状況を避けるためにも一定の考え方を示すべきという観点から、本件については採択したい。」という意見、「これまでも地層処分の理解を求める説明会等が開催されているが、参加者を誘導するなどのさまざまな問題があったにもかかわらず、その改善が図られていないことや、県知事や市長が最終処分地については受け入れがたいという見解を示していることから、これらに沿って、説明会は拒否すべきと考え、本件については採択したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。